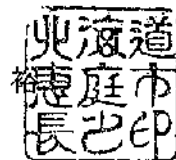


恵庭市告示第131号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があったので下記のとおり縦覧します。

令和6年11月11日

恵庭市長 原 田



記

1. 変更内容 別紙（北海道の告示のとおり）
2. 縦覧期間 令和6年11月11日（月）から令和7年3月7日（金）まで
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
午前8時45分から午後5時15分まで
3. 縦覧場所 恵庭市役所3階 経済部商工労働課

以 上

北海道告示第 11565 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 7 年 3 月 7 日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 6 年 11 月 7 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ恵み野里美店

恵庭市恵み野里美 1 丁目 1-3

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博

東京都千代田区神田三崎町 3 丁目 3 番 21 号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順

札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号

(変更後)

株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩

札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号

(4) 変更の年月日

令和 5 年 8 月 3 日

(5) 変更する理由

代表者変更のため

2 届出年月日

令和 6 年 11 月 6 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 6 年 11 月 7 日（木）から令和 7 年 3 月 7 日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日

に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで